

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>(銀行の特定関係者) 第十四条の七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によらずに連結財務諸表規則の定めるところにより連結財務諸表を作成する者（以下「特例企業会計基準等適用法人等」という。）に係る令第四条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、その採用する企業会計の基準において第一項各号に掲げる法人等と同様に取扱いされている法人等とする。</p> <p>4 第二項の規定にかかわらず、特例企業会計基準等適用法人等に係る令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、その採用する企業会計の基準において第二項各号に掲げるものと同様に取扱いされている法人等とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等) 第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げ</p>	<p>(銀行の特定関係者) 第十四条の七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等) 第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げ</p>

る会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項第十二号において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに次条において同じ。）

）に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。次条第一項第三号イにおいて同じ。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ（略）

四〇六（略）

二〇六（略）

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号へ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第三号二に掲げる事項については、海外営業拠点を有する銀行に係るものに限る。

る会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項第十二号において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに次条において同じ。）

）に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ（略）

四〇六（略）

二〇六（略）

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号へ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第三号二に掲げる事項については、海外営業拠点を有する銀行に係るものに限る。

一 (略)

二 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 経常収益又はこれに相当するもの

(2) 経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの

(3) (7) (略)

三 銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書（これらに類する事項を含む。トに
おいて同じ。）

ロ (二) (略)

ホ 連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの

一 (略)

二 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 経常収益

(2) 経常利益又は経常損失

(3) (7) (略)

三 銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書

ロ (二) (略)

ホ 銀行及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（

各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。

へくち (略)

四・五 (略)

六 特例企業会計基準等適用法人等にあつては、その採用する企業会計の基準

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の十九 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第六項の規定による子会社対象銀行等(同項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社(以下この款及び次節並びに第三十五条第三項第八号において「銀行業高度化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社(以下この款及び次節並びに第三十五条第三項第八号において「銀行業高度化等会社」という。)を除く。以下この号及び次項、次条第一項第三号、第三十四条の二十九第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十一第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第三項において同じ。)に関する次に掲げる書面

へくち (略)

四・五 (略)

(新設)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の十九 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第六項の規定による子会社対象銀行等(同項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社(以下この款及び次節並びに第三十五条第三項第八号において「銀行業高度化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社(以下この款及び次節並びに第三十五条第三項第八号において「銀行業高度化等会社」という。)を除く。以下この号及び次項、次条第一項第三号、第三十四条の二十九第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十一第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第三項において同じ。)に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。次条第一項第三号イ及び第三十四条の十九の五第一項第三号イにおいて同じ。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ (略)

四〇六 (略)

二〇六 (略)

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号へ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第四号ニに掲げる事項については、海外営業拠点有する銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るものに限る。

一・二 (略)

三 銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五

イ 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ (略)

四〇六 (略)

二〇六 (略)

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号へ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第四号ニに掲げる事項については、海外営業拠点有する銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るものに限る。

一・二 (略)

三 銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五

連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

- (1) 経常収益又はこれに相当するもの
- (2) 経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの
- (3)～(7) (略)

四 銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書（これらに類する事項を含む。トに
おいて同じ。）

ロ～ニ (略)

ホ 連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの

へ～チ (略)

五・六 (略)

七 特例企業会計基準等適用法人等にあつては、その採用する企業会計の基準

2
2
4 (略)

連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

- (1) 経常収益
- (2) 経常利益又は経常損失
- (3)～(7) (略)

四 銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書

ロ～ニ (略)

ホ 銀行持株会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

へ～チ (略)

五・六 (略)

(新設)

2
2
4 (略)

